

板橋産連

ニュース

第1194号
2017・11・1

発行：(一社)板橋産業連合会 広報委員会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131
FAX(3962)0133
協力：板 橋 区

NEWS

- ◆労働雇用情勢セミナーを開催
- ◆環境管理研究会第2回研修会を開催
- ◆労働保険適用促進強化月間について
- ◆労働者の募集や求人申込みの制度変更について
- ◆板橋産業連合会の主な予定とお知らせ
- ◆建設準備委員会の発足と経過報告
- ◆支部活動報告
- ◆「無期転換ルール」について
- ◆新規会員のご紹介

労働雇用情勢セミナーを開催

10月24日(火)、板橋産連会館3Fにて、労働雇用情勢セミナーを開催いたしました。今年度も講師に池袋労働基準監督署 新名 準一郎 副署長、池袋公共職業安定所 播磨 泰彦 統括職業指導官をお招きし、最近の雇用情勢や労働問題を背景に事業主が遵守すべき法的根拠やその対応策についてご講話頂きました。

最初にハローワークの播磨統括職業指導官より、ハローワークの求人システムの活用法、有期労働契約の無期転換ルール、そして求人票の内容に関してトラブルが起きやすい勤務



池袋公共職業安定所統括職業指導官
播磨 泰彦 様

時間や残業時間、賃金の表記の仕方等具体的にご説明いただきました。

監督署の新名副署長は「事業主が注意すべき労働条件」として、「労働契約」「労働条件の明示」「賃金及び最低賃金」等労働基準法のあらましについて、ご説明いただきました。

様々なアドバイスに受講者の皆さまは熱心に耳を傾け、景気回復の実感がなかなか得られない中小事業所の労働環境の中で、従業員の採用と定着、労働条件の見直し改善に結び付く有意義なセミナーでした。



池袋労働基準監督署副署長
新名 準一郎 様

建設準備委員会発足と経過報告

現在の産連会館は、会員の皆様のご協賛により昭和47年に竣工致以来45年が経過し、建物の老朽化対応をはじめ、電気関連設備の更新や耐震対策が必要な状況です。

この重要課題を踏まえ、今年2月の理事会に建設準備委員会設置を諮り賛同を得、6月度理事会では、正副会長を中心に委員10名と事務局の構成メンバーが承認されました。

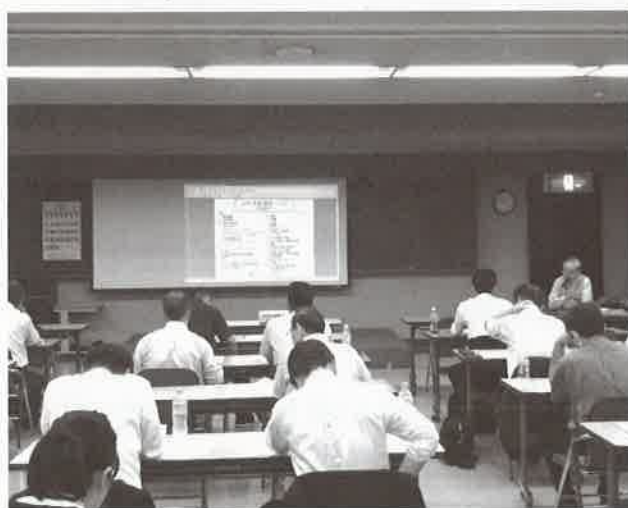
第1回の準備委員会は8月2日に開催、委員長・副委員長が選任された後、建設準備委員会の設置目的や役割等が確認されました。また、将来の産連運営を踏まえた事業スキームや諸々の検討課題等について活発な意見が出されました。その後、第2回を8月28日、第3回を10月4日に準備委員会を開催し、上記の検討課題について慎重審議が進められています。次回の準備委員会は11月17日（金）の予定です。

環境管理研究会第2回研修会を開催

平成29年10月11日（水）、平成29年度板橋環境管理研究会第2回研修会「ISO14001:2015規格 実務研修会」を27名のご参加をいただき、開催いたしました。講師にJFEテクノリサーチ(株)の主任研究員である三宅実氏をお招きし、ISO 14001の2015年の規格改正について、移行済事業所の事例等を挙げ、旧規格からの変更、移行に向けての対応等詳しくご説明いただきました。

ISO 14001認証を受けた企業は2018年までに新規格の認証を受け、移行を完了させることが必須となっています。

これからの移行実務を行うにあたり、非常に有益となる研修となりました。



研修会の風景

支部活動報告

～坂下支部～

坂下支部では年間事業の一環として、10月20日（金）ゴルフクラブで世界的に有名な「PING」の北戸田工場見学会が実施されました。

1959年から一貫して“使うことが楽しくなる”をアイデンティティーにクラブ制作に取り組んできた創意と工夫に裏付けされたその技術と信念には感動を受けました。

参加者はゴルフの愛好家が多く、「よく入る」自分のパターは喉から手が出るほど欲しいことから、パターフィッティングも体験することができた有意義な見学会でした。



労働保険適用促進強化月間について

～ハローワーク池袋～

「労働保険の加入はお済みですか？ 11月は労働保険適用促進強化月間です。」

正社員、パートタイマー、アルバイトなど名称や雇用形態を問わず、一人でも労働者を雇用している事業主は労働保険への加入義務があります。労働者が失業した時の失業給付、労働災害に遭った時の労災給付などを行います。

※「労働保険の加入手続きがわからない」「社長が労働保険に加入してくれない」等お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

ハローワーク池袋 雇用保険適用課
03 (3987) 8609 部門コード22#
池袋労働基準監督署 労災課
03 (3971) 1259



はじまります、「無期転換ルール」

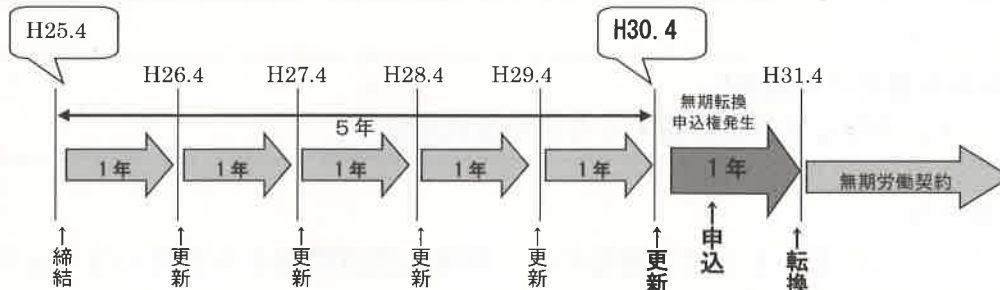
～厚生労働省・東京都労働局～

平成30年4月まで、あとわずか！ 準備はお済みですか？

1. 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員等の名称は問いません。

○ 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ・ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ・ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。

※次ページに続く

2. 無期転換ルールの導入手順

(1) 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- ・労働契約等解説セミナー
- ・有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

(2) 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。

有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- ・キャリアアップ助成金
- ・先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- ・シンポジウム
- ・中小企業に対するコンサルティング

(3) 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

(2)において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。

無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- ・無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

(4) 運用と改善を行う

無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。

また無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。

なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

詳しくは…

○有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。 <http://muki.mhlw.go.jp/>

○東京労働局 雇用環境・均等部 TEL 03-3512-1611

労働者の募集や求人申込みの制度変更について

< 職業安定法の改正 > 施行日：2018（平成30）年1月1日

～厚生労働省・東京都労働局～

◎職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

1. 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時 点	必 要 な 明 示
ハローワーク等への求人申込み 自社HPでの募集、求人広告の 掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要です。 ※この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時 点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に変更があった場合、 その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければ なりません。 (今般の職業安定法改正により新設されました)
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必 要です。(明示すべき事項については厚生労働省ホームページに掲載の「モデ ル労働条件通知書を」ご参考になさってください)

2. 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

・業務内容 ・契約期間 ・試用期間 ・就業場所 ・就業時間 ・休憩時間 ・休日 ・時間外労働
・賃金 ・加入保険 ・募集者の氏名または名称

3. 労働条件明示にあたって遵守すべき事項

労働条件を明示するにあたっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- (1) 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- (2) 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- (3) 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- (4) 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- (5) 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

4. 変更明示の方法等について

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。

- (1) 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法 ※こちらが望ましい
- (2) 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法

※次ページに続く

5. 職業紹介事業者を利用する場合のポイント

求人申し込みを行う職種や地域等を踏まえ、適切な職業紹介事業者を選びましょう。職業紹介事業者は、以下の事項を遵守すべきことになっています。不適切なことがあれば、お近くの都道府県労働局にご相談ください。

- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合（虚偽の内容や、明示が不十分な場合）は、行政による指導監督（行政指導や改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となる場合があります。
- 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となることには変わりありません。

◎お問い合わせ先 東京労働局 需要調整事業第一課 03-3452-1472
 需要調整事業第二課 03-3452-1474

新規会員のご紹介

- 坂下支部

会社名	有限会社 春陽商事
所在地	東京都板橋区新河岸-29-3
事業内容	◆ 不動産賃貸業

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認ください。

開催日	行事	備考
6月25日(日)～	第67回 板橋産連軟式野球大会	試合場：小豆沢、城北、戸田橋
A 10月30日(月)～ B 11月15日(水)～ C 11月28日(火)～	3D CAD講座	ABCいずれも3日間コース 産連会館3階 ※参加者募集中
* 11月7日(火)	工場見学会	埼玉県三芳町 石坂産業(株) 他
11月9日(木) ～10日(金)	第21回いたばし産業見本市	区立東板橋体育館 10時～
11月14日(火)	板橋・豊島・練馬地区 安全衛生推進大会	東京信用金庫本店 8階大会議室
11月16日(木)	救急救命講習	産連会館3階 13時30分～ ※参加者募集中
11月22日(水)	経営セミナー 「採用力強者になる最新実践法」	産連会館3階 18時～20時 ※参加者募集中
12月20日(水)	12月役員会	産連会館3階 17時～
1月19日(金)	新年賀詞交換会	産連会館3階